

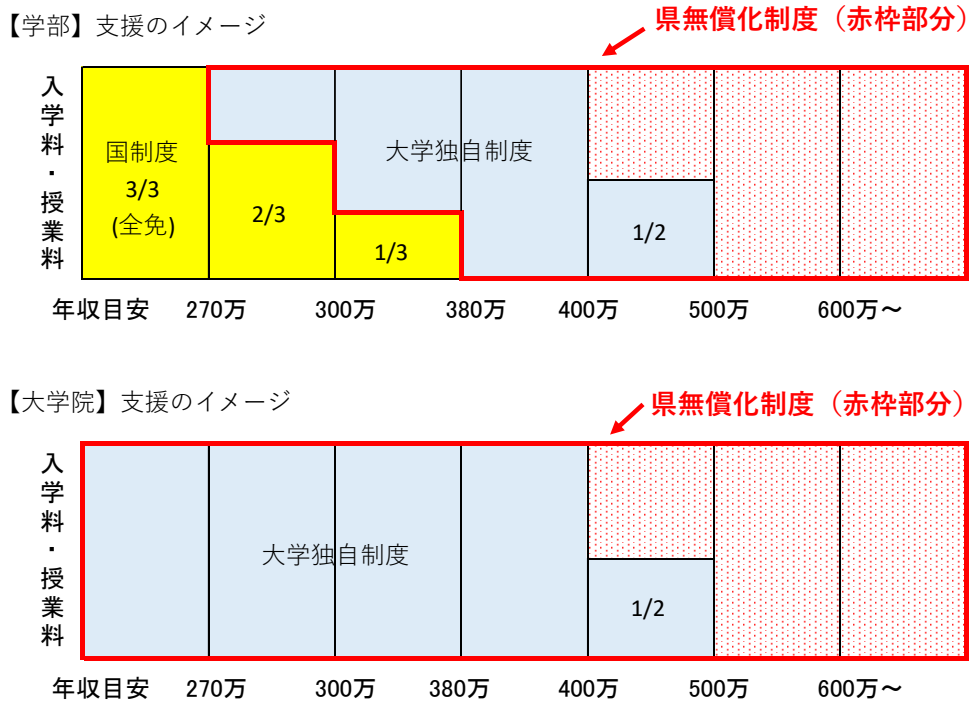
令和8年度 県立大学授業料等無償化制度申請要領

1 制度の趣旨

兵庫県では、安心して結婚や出産、子育てといった将来設計を描くことができるよう若者・Z世代を応援する取組を行っています。そうした中で高等教育の負担軽減施策の一つとして、県内の若者が学費負担への不安なく安心して希望する教育を受けることができるよう、国の高等教育の修学支援新制度（以下、「国制度」といいます。）と併せて、兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学の県内在住学生を対象に、授業料等無償化制度（以下、「県無償化制度」といいます。）を実施しています。

2 制度の概要

国制度と併せて、入学料及び授業料負担を軽減するため、下記イメージ図のとおり授業料等の無償化を行います。



(注1) 上図は、生計維持者（原則、父母）のうちどちらか一方が働き、本人、中学生の4人世帯の場合の年収目安であり、家族構成等によって異なります。

(注2) 多子世帯（扶養する子が3人以上の世帯）については、国制度で年収制限なく授業料・入学料が無償化されます（学部のみ）が、上記では省略しています。

3 支援の対象となるための要件

県無償化制度の支援を受けるためには、次の(1)～(5)の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 学生等の要件

兵庫県立大学の学部、大学院修士課程・専門職課程・博士前期課程（以下、「博士前期課程」という。）、大学院博士後期課程及び芸術文化観光専門職大学の学部の正規生を対象とします。ただし、外国人留学生（外国人留学生を対象とした入学者選抜により入学を許可された者）は対象外です。

学部・大学院を問わず、支援は修業年限（学部4年（48か月）、博士前期課程2年（24か月）、博士後期課程3年（36か月））までとし、修業年限を超えて在学している者（休学期間は含みません）及び、修業年限で卒業又は修了できないことが確定している者については対象となりません。

(2) 県内在住の要件

学生本人及び生計維持者（原則、父母）の両方が、県無償化制度の年度の4月1日を基準日として3年以上前から引き続き兵庫県内に住所を有していること。ただし、秋入学の場合の入学年度は、基準日が10月1日となります。

※1 県内在住要件は、住民票に記載されている住所により確認・判断します。

※2 生計維持者の一方が勤務地の関係（単身赴任等）で別居し、兵庫県外に居住している場合、学生及びもう一方の生計維持者の在住要件を満たすことができる場合は対象となります。その場合、単身赴任のため、やむを得ず兵庫県外に居住していることについて、会社の発行する証明書（辞令の写し等）の提出により確認できることが必要です。

〔生計維持者について〕

学生の「生計維持者」は、父母がいる場合は原則として父母（2名）となります。

父又は母のみ（ひとり親）の場合は、原則、その人が「生計維持者」です。

兵庫県内在住であれば、学生本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。

父母ともにいない場合は、学生本人の学費や生活費を負担している人（複数いるときは主たる負担者）1名が「生計維持者」となり、そのような人がいない場合や社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）などについては、独立生計とみなし、学生本人自身が「生計維持者」となります。

生計維持者が父、母いずれかのみの場合及び父母以外の者が生計維持者の場合は、申請書及びチェックリストで申告する必要があります。また、必要に応じて、後日事実関係が確認できる以下の証明書類の提出を求めることがあります。

【生計維持者の事実関係を確認する書類等について】

事 象	証明書類（例）
父母と死別	戸籍謄本、抄本、住民票（死亡日記載あり）
父母が離婚	戸籍謄本、抄本
父母が離婚調停中	裁判所による係属証明書、弁護士による報告書
父又は母がDV被害	自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死（行方）不明	自治体や警察署による「行方不明者届受理

	証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	主治医による診断書
学生本人が両親ではなく、配偶者に扶養されている	戸籍謄本、抄本等

(3) 国籍・在留資格等に関する要件

国籍等について、次のいずれかに該当すること。

- ①日本国籍を有する者
- ②日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者として本邦に在留する者
- ③出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格を持って本邦に在留する者
- ④出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると理事長が認めた者
- ⑤出入国管理及び難民認定法別表第一の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」又は「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思があると理事長が認めた者

(4) 大学に入学するまでの期間等に関する要件

①学部

- ア 高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、入学した日までの期間が2年を経過していない者
- イ 高等学校卒業程度認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者（5年を経過した後も毎年度認定試験を受験していた者も含む。）であって、合格した年度の翌年度の末日から入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ウ 「個別の入学資格審査」を経て大学への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに大学へ入学した者

②博士前期課程

大学等を卒業後、引き続いて博士前期課程に入学した者で、入学前年度末年齢が24歳までの者。ただし、大学を卒業した後、引き続いて博士前期課程に入学した者のうち、大学在学中に1年間休学したために博士前期課程入学時の前年度末年齢が25歳の者については、支援対象となります。

③博士後期課程

博士前期課程を修了し、引き続いて博士後期課程に入学した者で、入学前年度末年齢が26歳までの者。ただし、博士前期課程を修了した後、引き続いて博士後期課程に入学した者のうち、大学又は博士前期課程在学中に1年間休学したために博士後期課程入学時の前年度末年齢が27歳の者については、支援対象となります。

(5) 学業に関する要件

令和8年度に受け付ける県無償化制度の申請から、申請者の学修状況に一定の要件を課すことについて、以前より学生の皆さんに周知し、学修にしっかりと取り組むよう呼びかけてきました。令和8年度の審査にあたっては、令和7年度の成績が判定対象となります。

県無償化制度では下記のとおり国制度と同じ学業要件を採用し、国制度と同様に、毎年、学年末に学業成績の判定を行い、申請する前の学業成績により判定します。学業要件の判定結果は、県内在住の要件等と合わせて審査され、審査後に申請者に送付する「認定結果通知書」に記載されます。

該当する人は無償化が受けられません
また、以降も対象となることができません

廃止

学部生：①～④の要件のいずれかに該当する場合
大学院生：①又は③の要件のいずれかに該当する場合

- ①修業年限で卒業または修了できないことが確定
- ②修得した単位数の合計数が標準単位数（※）の6割以下
- ③学修の実態（出席や課題の取組状況など）を勘案し、学修意欲が著しく低い状況にあると判断される
- ④2年連続で下記「警告」に該当

2回連続で該当すると「廃止」となります

警告

以下のいずれかに該当

- (i) 修得した単位数の合計数が標準単位数（※）の7割以下
- (ii) 学年1年間の成績（GPA）が学部において下位4分の1の範囲
- (iii) 学修の実態（出席や課題の取組状況など）を勘案し、学修意欲が低い状況にあると判断される



ただし、「警告」に2回連続で該当した者のうち、
2回目の「警告」が上記(ii)のみに該当した場合は「停止」

該当する人は無償化が受けられません

停止

- ただし、「停止」となった次の年の成績判定において、
- ・「継続」となった場合
→他の事由に該当していなければ無償化が再開します
 - ・「継続」以外の場合
→「廃止」となり、以降も無償化が受けられません

※標準単位数 = 卒業に必要な単位数 ÷ 4年（修業年限） × 在学年数（休学期間を除く）
（標準単位数は、学部により異なります）

①県無償化制度における学業要件の適用について

- ・県無償化制度は国制度と同一の学業要件であるため、R7 年度に国制度を利用した者は、R8 年度の国制度の判定を県無償化制度の判定として採用します。
- ・上記に伴い、国制度で「廃止」又は「停止」を受けた者は、国制度の支援割合に関係なく授業料の全額が無償化制度の対象外です(ただし、「停止」の場合は、次回の判定が「継続」であれば支援対象として再開可能です)。
- ・国制度と県無償化制度はいずれも公費(税金)により授業料等の減免を行っているため、支援を受ける学生は公費で支援するにふさわしい学修状況である必要があります。国制度又は県無償化制度を利用する者は、制度の趣旨を十分に理解し、意欲的に学業に励んでください。
- ・国制度を利用しておらず、かつ、県無償化制度の対象外(R7 年度に学部1年生、居住要件を満たしていなかった者)であった年度の成績は、学業要件の判定に使用しません(ただし、修業年限で卒業等できないことが確定している場合を除きます)。
- ・学部・大学院を問わず、新入生は前年度の成績がないため、学業要件の対象外です。

②特例措置について

ア 病気や災害等のやむを得ない事情による場合

病気(家族の病気等の療養・介護も含む)や災害など、やむを得ない事情により試験が受けられない等の場合は、できるだけ早期にキャンパスの窓口に相談してください。

芸術文化観光専門職大学には、試験が受けられない場合に適宜の方法で成績評価を受けるための制度や、学校感染症による出席停止の配慮等があります。こうした学内制度を含め、状況に応じた手続きを案内します。ただし、申し出れば必ず認められるとは限りません。

イ 社会的養護を必要とする者について

経済的事情によって大学で学ぶ機会を失うことを防ぐ趣旨から、社会的養護を必要とする者(国制度と同様の対象者)は、GPAが下位4分の1に該当する場合でも「警告」の区分に該当しません。ただし、本人から書面によって学修意欲を確認できた場合に限り、該当者は、申請時にチェックリストに記入してください。

(社会的養護を必要とする者)

満18歳となる日の前日に、児童養護施設等に入所(※)していた者。高等学校等を卒業することにより、満18歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所の措置を解除された者、満18歳となる日以降に入所することとなった者を含む。

※児童養護施設に入所、児童自立支援施設に入所、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設から改称)、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)に入所、里親に養育、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)で養育

4 入学料について

入学料は、申請年度の新入生のみが対象です。入学後に県無償化制度に申請し、無償化対象として認定されると、入学時に納付した額を還付します。

新入生は入学料の還付に使用しますので、学生納付金還付用口座を忘れずに大学に登録してください。(前期の口座登録期限までであれば、授業料振替口座の登録申込サイト [5](https://u-</p></div><div data-bbox=)

hyogo-zaimu.net/at-hyogo/G/G201010_00/ において、振替口座を休学・減免等による学生納付金還付用口座として登録することが可能です。

5 支援に係る申請

(1) 申請時期及び申請手続き

各キャンパスで定められた申請期間内に申請手続きを行って下さい。期限を過ぎての申請は受け付けられません。

(2) 提出書類

① 県立大学授業料等無償化制度申請書（様式1）

② 添付書類

ア 申請チェックリスト、チェックリスト別紙1（該当者のみ別紙2も）

イ 住民票の写し（原本）

申請者（学生本人）と生計維持者（原則、父母）及び扶養親族等世帯全員（続柄記載のもの）が記載されたものを提出して下さい。

（注1）発行日から3か月以内でマイナンバー記載のないものを提出して下さい。

（注2）基準日（令和8年4月1日）以前の3年間において住所の異動がある場合は前住所地の「住民票の除票」（原本）も併せて提出が必要です（3年間における県内住所の有無を確認します。）。

ウ 日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」のシミュレーション結果（学部生のみ）
国制度の対象であるかどうかを確認します。対象とならない場合は提出して下さい。

エ 児童養護施設等の在籍又は退所証明書（様式任意）※該当者のみ

社会的養護を必要とする（していた）方は、施設等在籍証明書、児童（里親）委託証明書、措置解除決定通知書等を提出して下さい。

オ 在留資格及び在留期限がわかる証明書 ※外国籍の方のみ

「在留カード」のコピー、「特別永住者証明書」のコピー、その他「住民票の写し」（原本）等、在留資格・在留期限が明記されているもの

「出入国記録の写し」（原本）（在留資格が「家族滞在」の場合に必要です。出入国在留管理庁で発行に時間を要するようなので注意してください。詳細はキャンパス窓口を確認して下さい）

6 支援の取消し等

支援対象者が、懲戒としての退学、停学又は訓告の処分を受けた場合には、下表のとおり、当該処分の内容に応じて支援認定の取消又は支援認定の効力が停止されます。（支援の認定の効力の停止となった場合は、当該期間において授業料等支援（減免）の対象となりません。）

懲戒処分の内容	支援上の措置
退学、停学（3月以上又は期限の定めのないもの）	支援認定の取消し
停学（3月未満のもの）、訓告	支援認定の効力の停止

なお、虚偽の申告や不正の手段により不正に授業料等の支援（減免）を受けていたことが判明した場合には、県無償化制度対象者としての認定を取り消し、不正が行われた日の属する学

年の始期から認定取消までの間に支援（減免）していた授業料等について返還を求められます。

7 留意事項（①、②については学部生のみ）

- ① 国制度の対象となる場合は、必ず国制度についても申し込みを行って下さい（②の場合を除く）。国制度に認定されると、授業料等の減免と併せて給付奨学金が支給されます。

なお、国制度の収入基準への該当の有無については、日本学生支援機構（JASSO）ホームページに掲載されている「進学資金シミュレーター」で確認することができます。



<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>

- ② 現在、国制度の第Ⅰ区分または多子世帯である区分（全額免除）の支援を受けている者は、県無償化制度の申請は不要です。
- ③ 審査において、要件確認のために、追加で証明書類等の提出を求めることがあります。

8 その他

県無償化制度の予算は、毎年度県議会の議決が必要です。そして、県議会の議決を得るためには、事業の効果検証を確実に行っていくことが不可欠です。

効果検証にあたり、無償化対象となった皆さんにアンケート（卒業後のフォローアップ調査を含む）を行います。皆さんにアンケート調査に回答していただき、十分に効果検証を行うことが非常に重要ですので、県・大学によるアンケート調査への協力をお願いします。